

令和4年3月18日

市内地域密着型サービス事業所 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

## 令和4年度「運営推進会議（介護・医療連携推進会議）」 の開催について（通知）

平素より市政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、「各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に規定されています「運営推進会議」及び「介護・医療連絡推進会議」（以下「運営推進会議等」という。）につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度における運営推進会議等の開催回数及び開催方法の取扱いについて周知させていただいているところです。

新型コロナウイルス感染症のまん延状況や引き続き感染防止対策の徹底が求められている現状を踏まえて、令和4年度における運営推進会議等の開催について、令和3年度と同じ取扱いとし、以下のとおり定めます。

各事業所におかれましては、各々の事業に応じた開催方法や開催日時をご検討のうえ、ご報告をお願いします。なお、本取扱いを終了する際は、改めて通知させていただきます。

### 記

#### 1. 開催方法について

令和2年8月26日付事務連絡「新型コロナウイルス感染防止の観点における令和2年度の運営推進会議等の開催について（通知）」による取扱いを継続し、インターネット等を活用した「オンライン会議」形式、または「書面」形式により開催して差し支えないものとします。

ただし、下記「2. 開催にあたっての注意事項」を踏まえ、開催方法を検討してください。

#### 2. 開催にあたっての注意事項

##### 「オンライン会議」形式にて開催する場合

①感染状況にもよりますが、構成員がそれぞれの場所（自宅など）から出席する方法だけでなく、ネットワーク環境の状況によっては、例えば事業所に数人が参集し、オンライン会議を開催する方法も考えられますので、積極的にご活用ください。

②運営推進会議等を活用した外部評価の実施が認められているサービス事業所（※）につきましては、「会議（対面）」形式での実施が好ましいですが、感染状況によっては、「オンライン会議」形式による実施も可能ですのでご留意ください。

（※） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

### 「書面」形式にて開催する場合

- ① 構成員に文書を送付する際、以下2点の項目について、事業所としての取り組み状況を必ず記載するようにしてください。
  - ・ 令和6年4月1日より義務化となる「業務継続計画（BCP）」への最近の取り組みについて
  - ・ 避難訓練など、非常災害時（火災・水害等）における最近の取り組みについて
- ② 一方的な報告だけにならないよう、必ず以下4点を実施してください。
  - ・ 運営推進会議等の構成員に文書による報告後、評価を受け、かつ要望や助言等を聴取すること
  - ・ 聴取した要望や助言等に対してアクションを起こすこと
  - ・ その結果を議事録にまとめること（開催日、開催形式、出席者を記載すること）
  - ・ 意見をまとめた議事録を構成員に周知すること
- ③ 構成員が活動を評価できるよう、「資料に表や数値を載せるだけでなく説明を補記する」「写真を掲載する」など工夫した資料作成を心掛けてください。
- ④ 「書面」による開催であっても、各務原市や地域包括支援センター等の行政機関等のほか、自治会長や民生委員等の地域住民、利用者や利用者家族も構成員に加えていただくようお願いします。

本通知の取扱い方針は、必要な感染防止対策を講じたうえであれば、会議（対面）形式により開催することを妨げるものではありません。

#### 参考

「各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」第59条の17より抜粋

（前略）運営推進会議に対し活動状況の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

### 3. 開催回数について

本取扱いに伴い、運営推進会議等の開催回数の削減は行いません。

### 4. 令和4年度開催予定の報告について

本取扱いの終了や新型コロナウイルス感染症の感染状況によって変更となる可能性があります、令和4年度の開催日時および開催方法について、現時点での計画をご報告ください。

（1）報告方法：入力システム「LOGOフォーム」にアクセスし、ご報告をお願いします。

● LOGOフォーム：<https://logoform.jp/form/en3w/80418>

※ネットワーク環境などにより入力が出来ない場合は、お手数ですが下記担当者までご連絡ください。

（2）報告期限：令和4年3月31日（木）

（3）その他：今回ご報告いただきました開催日時等から、やむを得ず変更する必要がある場合は、事前に構成員の方へご連絡をお願いします。

## 5. 参考資料

- **別紙 1** 令和2年8月26日付事務連絡「新型コロナウイルス感染防止の観点における令和2年度の運営推進会議等の開催について（通知）」
- **別紙 2** 令和3年3月8日付事務連絡「令和3年度運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の開催について（通知）」
- **別紙 3** 平成31年2月19日付各介第389号「運営推進会議の記録の作成・公表について」
- **別紙 4** 参考様式「運営推進会議等議事録」

各務原市	健康福祉部	介護保険課	施設指導係
係長	鈴木	担当	森
電話	058-383-2067（直通）		
FAX	058-383-6365		
メール	<a href="mailto:kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp">kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp</a>		